

災害時における協定の締結について

区は、災害時において区の区域内における災害応急対策等の円滑な実施を期するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告をする。

1 災害時における協定締結について

(1) 災害時におけるバス利用等に関する協定

ア 協定締結先

関東バス株式会社(東京都中野区東中野五丁目23番14号)

イ 主な協定内容

- ①被災者及び救援者等の輸送(遠隔地輸送避難を含む)
- ②災害応急対策活動に必要な人員及び物資等の輸送
- ③臨時的な避難施設等としての活用

ウ 協定締結日

令和3年9月7日(オンライン形式で協定締結を実施)

2 今後の各種協定締結について

(1) 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定

ア 協定締結先

株式会社ニチイケアパレス

(東京都千代田区神田駿河台二丁目5番12号NMF駿河台ビル6階)

イ 主な協定内容

高齢者等を対象とした二次避難所としての施設利用

ウ 対象施設

- ①介護付有料老人ホーム ニチイホーム鷺ノ宮(東京都中野区白鷺一丁目1番18号)
- ②介護付有料老人ホーム ニチイホーム江古田の杜(東京都中野区江古田三丁目14番4号)
- ③介護付有料老人ホーム ニチイホーム野方(東京都中野区野方五丁目11番10号)
- ④介護付有料老人ホーム ニチイホーム中野南台(東京都中野区南台三丁目26番24号)

(2) 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定

ア 協定締結先

社会福祉法人 正夢の会(東京都稲城市坂浜1951番地の5)

イ 主な協定内容

障害児(者)等を対象とした二次避難所としての施設利用

ウ 対象施設

中野区療育センターゆめなりあ(東京都中野区弥生町五丁目5番2号)

(3) 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定

ア 協定締結先

社会福祉法人 東京武尊会（東京都青梅市成木一丁目634番地7）

イ 主な協定内容

高齢者等を対象とした二次避難所としての施設利用

ウ 対象施設

東京令和館中野（東京都中野区江古田四丁目43番5号）

(4) 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する協定

ア 協定締結先

東京電力パワーグリッド株式会社 荻窪支社（東京都練馬区中村北一丁目12番7号）

イ 主な協定内容

電力の復旧に支障となる障害物等の除去又は応急措置の実施

上記（1）～（4）の協定締結日については、協定締結先と日程調整のうえ、決定する予定である。なお、協定締結方法については、感染症拡大防止の観点から、書面のみで行う。

3 再協定について

(1) 災害時における相互支援に関する協定

ア 協定締結先

社会福祉法人中野区社会福祉協議会（東京都中野区中野五丁目68番7号）

イ 主な再協定内容

災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動に関する経費負担の追加

- ①人件費（社会福祉協議会職員等の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む））
- ②旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）